

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第49号

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則

(賦課金の算定基準)

第1条 京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例（以下「条例」という。）第2条第3項に規定する別に定める基準（以下この条において「基準」という。）は、市長が定めて告示するものとする。基準を変更するときも、同様とする。

2 前項前段の規定による告示は土地改良法第96条の2第6項の規定による報告をした日以後最初に到来する3月31日までに行うものとし、前項後段の規定による告示は基準の変更後速やかに行うものとする。

(特別徴収金の算定に係る割合)

第2条 条例第3条第2項に規定する別に定める割合は、土地改良法施行令第53条の1第1項に規定する農林水産大臣が定める割合とする。

(賦課金等の減免及び徴収猶予)

第3条 条例第7条の規定により賦課金等（条例第4条に規定する賦課金等をいう。）の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとするものは、減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)